

知多北部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例
施行規則

(平成29年2月27日 規則第4号)

改正	平成29年	4月28日	規則第5号
改正	平成30年	3月23日	規則第7号
改正	平成30年	8月1日	規則第9号
改正	平成31年	2月1日	規則第4号
改正	令和元年	8月9日	規則第1号
改正	令和3年	3月30日	規則第8号
改正	令和4年	2月22日	規則第1号
改正	令和4年	10月22日	規則第1号
改正	令和6年	3月29日	規則第5号
改正	令和6年	5月22日	規則第6号
改正	令和7年	2月21日	規則第1号

目次

第1章 総則（第1条及び第2条）

第2章 事業の利用（第3条―第11条）

第3章 第1号訪問事業の基準

第1節 介護予防訪問介護相当サービス（第12条―第45条）

第2節 訪問型サービスA（第46条―第51条）

第4章 第1号通所事業の基準

第1節 介護予防通所介護相当サービス（第52条―第65条）

第2節 通所型サービスA（第66条―第69条）

第5章 事業者の指定等（第70条―第76条）

第6章 雑則（第76条の2及び第77条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、知多北部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例（平成29年知多北部広域連合条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）及び条例において使用する用語の例による。

第2条の2 指定介護予防訪問介護相当サービスの事業を行う者（以下「指定介護予防訪問介護相当サービス事業者」という。）、指定訪問型サービスAの事業を行う者（以下「指定訪問型サービスA事業者」という。）、指定介護予防通所介護相当サービスの事業を行う者（以下「指定介護予防通所介護相当サービス事業者」という。）及び指定通所型サービスAの事業を行う者（以下「指定通所型サービスA事業者」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定事業者は、前項に規定する事業者が行う事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、東海市、大府市、知多市及び東浦町（以下「関係市町」という。）、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者及び指定訪問型サービスA事業者のサービス提供責任者は、地域包括支援センター等に対し、介護予防訪問介護相当サービス及び訪問型サービスAの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うものとする。

4 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者及び指定訪問型サービスA事業者は、ケアプランの作成又は変更に際し、地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等又は居宅要支援被保険者等に対して、利用者に必要のないサービスを当該ケアプラン上に位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

- 5 指定事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定事業者は、サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第2章 事業の利用

(対象者等)

第3条 第1号事業を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、知多北部広域連合（以下「広域連合」という。）の区域内に住所を有するものとする。

- (1) 居宅要支援被保険者
 - (2) 前号に掲げる者を除く第1号被保険者であつて、基本チェックリスト（様式第1号）の基準に該当し、心身の状況、生活環境等が要支援相当と認められたもの（以下「事業対象者」という。）
 - (3) 居宅要介護被保険者であつて、要介護認定による介護給付に係る居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービス並びにこれらに相当するサービス（以下この号において「要介護認定によるサービス」という。）を受ける日以前に前2号のいずれかに該当し、第1号事業（施行規則第140条の62の3第1項第2号の規定により関係市町が補助するものに限る。以下この号において同じ。）のサービスを受けていたもののうち、要介護認定によるサービスを受けた日以後も継続的に第1号事業のサービスを受けるもの（関係市町が必要と認める者に限る。）
- 2 一般介護予防事業を利用することができる者は、当該事業を実施する市町に住所を有する第1号被保険者とする。

(一般介護予防事業の内容)

第4条 条例第4条第2号の規則で定める事業は、関係市町のそれぞれの地域の実情に応じて実施する一般介護予防事業とする。

(利用の手続)

第5条 第1号事業を利用しようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各

号に定める書類を広域連合長に提出するものとする。

- (1) 第3条第1項第1号の居宅要支援被保険者 別に定める介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書（以下「届出書」という。）
- (2) 第3条第1項第2号の事業対象者 第3条第1項第2号において実施した基本チェックリスト及び届出書
（事業対象者の登録等）

第6条 広域連合長は、第1号事業の利用が適当と認める場合は当該事業対象者を介護保険受給者台帳に登録し、被保険者証に事業対象者である旨の記載をするものとする。

（第1号事業に要する費用の額）

第7条 条例第5条第1項各号の規則で定める額は、当該利用者がサービスの提供を受けた月ごとに、別表に掲げる単位の合計に1単位の単価を乗じて算定した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。

（第1号事業支給費の額に係る所得の額の算定等）

第8条 条例第5条第2項に規定する所得の額は、同条第1項第1号から第4号までに掲げる第1号事業に係るサービス（以下この条において「支給に係るサービス」という。）のあった日の属する年の前年（当該支給に係るサービスのあった日の属する月が1月から7月までの場合にあっては、前々年。第3項第1号、第4項及び第6項第1号において同じ。）の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和45年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合には、当該給与所得及び当該公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合（第3項第1号において「租税特別措置法による特別控除の適用がある場合」という。）には、当該合計

所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。第4項及び次条第4項において同じ。）とする。

2 条例第5条第2項の規則で定める額は、160万円とする。

3 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

(1) 支給に係るサービスを受けた第1号被保険者及びその属する世帯の他の世帯員である全ての第1号被保険者について、当該支給に係るサービスのあった日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額（租税特別措置法第41条の3の3第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。））によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。第6項第1号において同じ。）から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が346万円（当該世帯に他の世帯員である第1号被保険者がいない場合にあっては、280万円）に満たない場合

(2) 支給に係るサービスを受けた第1号被保険者が当該支給に係るサービスのあった日の属する年度（当該支給に係るサービスのあった日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者である場合

(3) 支給に係るサービスを受けた第1号被保険者が当該支給に係るサービスのあった日において被保護者である場合

4 条例第5条第3項に規定する所得の額は、支給に係るサービスのあった日の属する年の前年の合計所得金額とする。

5 条例第5条第3項の規則で定める額は、220万円とする。

6 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- (1) 支給に係るサービスを受けた第1号被保険者及びその属する世帯の他の世帯員である全ての第1号被保険者について、当該支給に係るサービスのあった日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が463万円（当該世帯に他の世帯員である第1号被保険者がいない場合にあっては、340万円）に満たない場合

- (2) 第3項第2号又は第3号に掲げる場合

7 条例第5条第4項の規則で定める割合は、次条第4項の表の中欄に規定する特例による支給割合とする。

（第1号事業支給費の額の特例の申請等）

8 前項の規定にかかわらず、条例第5条第2項に規定する居宅要支援被保険者等について、次条第4項の規定を適用する場合においては、同項の表第1号中「100分の95」とあるのは「100分の90」とする。

9 第7項の規定にかかわらず、条例第5条第3項に規定する居宅要支援被保険者等について、次条第4項の規定を適用する場合においては、同項の表第1号中「100分の95」とあるのは「100分の85」とする。

第9条 条例第6条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 居宅要支援被保険者等及び主たる生計維持者（居宅要支援被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者をいう。以下同じ。）の氏名、住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号

- (2) 第1号事業支給費（介護予防訪問介護相当サービス、訪問型サービスA、介護予防通所介護相当サービス及び通所型サービスAに係る第1号事業支給費に限る。以下第11条までにおいて同じ。）の額の特例の適用を受けようとする理由

- (3) その他広域連合長が必要と認める事項

2 条例第6条第1項の申請書は、知多北部広域連合介護保険条例施行規則（平成12年知多北部広域連合規則第5号。以下「介護保険条例施行規則」という。）様式第1号に準ずるものとする。

3 前項の申請書の提出は、第1号事業支給費の額の特例による支給（以下「特例に

よる支給」という。)を必要とする理由の生じた日から6月以内に行わなければならない。

- 4 広域連合長は、第2項の申請書の提出があった場合において、次の表の左欄に掲げる特例による支給を必要とする理由のいずれかに該当すると認めるときは、同表の右欄に規定する特例による支給割合を認める期間について、同表の中欄に規定する特例による支給割合に相当する額により第1号事業支給費を支給するものとする。この場合において、特例による支給を必要とする理由が2以上に該当する場合にあっては、特例による支給割合の最も大きいものを適用する。

特例による支給を必要とする理由		特例による 支給割合	特例による支給割合 を認める期間
1 居宅要支援被保険者等又は主たる生計維持者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について、次に掲げる損害を受けたこと。	全壊又は全焼 その他これらに類する損害を受けたとき。	100分の100	左欄に掲げる理由に該当することとなった日の属する月の翌月から1年以内の期間（第1号事業支給費の額の特例の適用を受けた者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）による介護支援給付を受けている期間（保護又は介護支援給付を開始した日の属する月を含み、これらを停止し、又は廃止した日の属する月を除く。）を除く。以下この表において同じ。）。ただし、申請の日の属する月の翌月以後の期間に限る。
	半壊又は半焼 その他これらに類する損害を受けたとき。	100分の95	
2 主たる生計維持者が死亡した場合であって、特例による支給割合を適用しなければ居宅要支援被保険者等が被保護者又は中国残留邦人等支援法による介護支援給付受給者となること。		100分の95	左欄に掲げる理由に該当することとなった日の属する月の翌月から6月以内の期間。ただし、申請の

3 主たる生計維持者の当該年における合計所得金額の見込額が、次のいずれかの理由により前年の合計所得金額の2分の1以下に減少する場合であつて、特例による支給割合を適用しなければ居宅要支援被保険者等が被保護者又は中国残留邦人等支援法による介護支援給付受給者となること。 (1) 心身に重大な障害を受け、又は6月以上の入院を必要とすること。 (2) 事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等があったこと。 (3) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類することがあったこと。		日の属する月の翌月以後の期間に限る。
4 前3号に掲げるもののほか、広域連合長が特に必要と認める事情があること。	広域連合長が必要と認める割合	広域連合長が必要と認める期間

5 広域連合長は、第1号事業支給費の額の特例の適用又は不適用を決定したときは、速やかに、介護保険条例施行規則様式第2号に準ずる様式により申請者に通知するものとする。

6 広域連合長は、前項の規定により第1号事業支給費の額の特例を適用することに決定した者に対して、介護保険条例施行規則様式第3号に準ずる様式を交付するものとする。

7 条例第6条第2項の規定による届出は、介護保険条例施行規則様式第4号に準ずる様式に、前項の介護保険利用者負担額減額・免除認定証を添付して行うものとする。

(要支援2相当の事業対象者の特例利用)

第10条 条例第7条第2項ただし書の規定により、地域包括支援センターが施行規則第140条の62の4第2号の第1号被保険者の心身状況を判定した結果、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号。以下「省令」という。）第2条第1項第2号に規定する要支援状態区分に相当すると判断した場合、当該区分に相当すると判断された者（次項において「要支援2相当の事業対象者」という。）は、広域連合長に申請するとともに、法第32条第1項の要支援の認定手続を行わなければならな

い。

- 2 広域連合長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、支援を必要と認めた要支援2相当の事業対象者に対しては、法第55条第2項に規定する介護予防サービス費等区分支給限度基準額を適用するとともに、要支援2（省令第2条第1項第2号の区分に該当する状態をいう。以下同じ。）である居宅要支援被保険者と同等のサービス提供が受けられるよう、第1号事業支給費を支給するものとする。

（高額介護予防サービス費等相当事業）

第11条 広域連合長は、第1号事業（介護予防訪問介護相当サービス、訪問型サービスA、介護予防通所介護相当サービス及び通所型サービスAに限る。以下この条において同じ。）において、利用者に対し実施した第1号事業に要した費用から当該利用者に支給する第1号事業支給費を控除して得た額（以下「利用者負担額」という。）に、当該利用者に係る法第61条第1項に定める介護予防サービス利用者負担額から高額介護予防サービス費を控除した額とを合算した額が、令第29条の2の2に定める額を超えるときは、当該利用者に対し、当該超えた額を支給する。ただし、当該利用者が法第69条第1項に規定する給付額減額期間である場合は、支給を行わない。

- 2 広域連合長は、第1号事業において、当該利用者の利用者負担額に、当該利用者に係る介護予防サービス利用者負担額（高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）と当該利用者に係る健康保険法（大正11年法律第70号）第115条第1項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）その他の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定するこれに相当する額とを合算した額が、令第29条の3に規定する額を超えるときは、当該利用者に対し、当該超えた額を支給する。ただし、当該利用者が法第69条第1項に規定する給付額減額期間である場合は、支給を行わない。

第3章 第1号訪問事業の基準

第1節 介護予防訪問介護相当サービス

（基本方針）

第12条 介護予防訪問介護相当サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

（訪問介護員等の員数）

第13条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者が当該事業を行う事業所（以下この節において「指定介護予防訪問介護相当サービス事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たる介護福祉士又は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する政令で定める者又は生活援助従事者研修の修了者をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法（当該事業所の従業員の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業員が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業員の員数を常勤の従業員の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、2.5以上とする。

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業者が、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防訪問介護相当サービス及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算

方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第2項のサービス提供責任者は、次の各号のいずれかに該当する者（以下この章において同じ。）であって、専ら指定介護予防訪問介護相当サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下同じ。）に従事することができる。

(1) 介護福祉士

(2) 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）附則第2条第2項の規定により行うことができることとされた同法第3条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号の指定を受けた学校又は養成施設において6月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者

(3) 介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）による改正前の施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修課程又は1級課程を修了した者

5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定介護予防訪問介護相当サービス事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

6 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護の事業と

が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第14条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備及び備品)

第15条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項に規定する設備等に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

第16条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第30条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(提供拒否の禁止)

第17条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問介護相当サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第18条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービ

スを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問介護相当サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者又は介護予防ケアマネジメント事業者(以下「介護予防支援事業者等」という。)への連絡、適当な他の指定介護予防訪問介護相当サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(資格等の確認)

第19条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間又は事業対象者である旨の記載を確かめるものとする。

(第1号事業支給費の支給を受けるための援助)

第20条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、利用申込者が次の各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨又は介護予防ケアマネジメントにおけるケアプランの作成を介護予防ケアマネジメント事業者に依頼する旨を広域連合長に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者等に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

- (1) 当該利用申込者が法第58条第4項の規定により同条第1項に規定する指定介護予防支援(以下「指定介護予防支援」という。)を受けることにつき、あらかじめ広域連合長に届け出ている場合であって、当該指定介護予防訪問介護相当サービスが当該指定介護予防支援に係る介護予防サービス計画の対象となっているとき。
- (2) 当該利用申込者が基準該当介護予防支援(法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援をいう。以下同じ。)を受けることにつき、あらかじめ広域連合長に届け出ている場合であって、当該指定介護予防訪問介護相当サービスが当該基準該当介護予防支援に係る介護予防サービス計画の対象となっているとき。

- (3) 当該利用申込者が介護予防小規模多機能型居宅介護を受けることにつき、あらかじめ広域連合長に届け出ている場合であって、当該指定介護予防訪問介護相当サービスが指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第66条第2号の規定により作成された指定介護予防サービスの利用に係る計画の対象となっているとき。
- (4) 当該利用申込者が当該指定介護予防訪問介護相当サービスを含む指定介護予防サービスの利用に係る計画をあらかじめ広域連合長に届け出ている場合であって、広域連合長が当該計画を適当と認めたとき。
- (5) 当該利用申込者が介護予防ケアマネジメントを受けることにつき、あらかじめ広域連合長に届け出ている場合であって、当該指定介護予防訪問介護相当サービスが当該介護予防ケアマネジメントにおけるケアプランの対象となっているとき。

（介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供）

第21条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防サービス計画（施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）又は介護予防ケアマネジメントにおけるケアプラン（以下「介護予防サービス計画等」という。）が作成されている場合は、当該計画等に沿った指定介護予防訪問介護相当サービスを提供しなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第22条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第23条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスを提供した際には、当該指定介護予防訪問介護相当サービスの提供日及び内容並びに当該介護予防訪問介護相当サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画等を記載した書面又はこれに準

ずる書面に記載しなければならない。

- 2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第24条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、法第115条の45の3第3項の規定に該当する指定介護予防訪問介護相当サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、第7条に規定する第1号事業に要する費用の額から、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、法第115条の45の3第3項の規定に該当しない指定介護予防訪問介護相当サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、第7条に規定する第1号事業に要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問介護相当サービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

- 4 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(サービス提供証明書の交付)

第25条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、法第115条の45の3第3項の規定に該当しない指定介護予防訪問介護相当サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問介護相当サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第26条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に、その同居

の家族である利用者に対する介護予防訪問介護相当サービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する広域連合長への通知)

第27条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を広域連合長に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに指定介護予防訪問介護相当サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第28条 訪問介護員等は、現に指定介護予防訪問介護相当サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第29条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の訪問介護員等及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

- 2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の訪問介護員等にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- 3 サービス提供責任者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 指定介護予防訪問介護相当サービスの利用の申込みに係る調整をすること。
 - (2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
 - (3) サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者、介護予防ケアマネジメント事業者等との連携に関すること。
 - (4) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

- (5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- (6) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- (8) 利用者の口腔に関する問題や服薬状況等を地域包括支援センター等のサービス関係者に情報共有すること。
- (9) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

第30条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防訪問介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第31条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問介護相当サービスを提供できるよう、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の訪問介護員等によって指定介護予防訪問介護相当サービスを提供しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、適切な指定介護予防訪問介護相当サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによ

り訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第31条の2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問介護相当サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第32条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の設備、備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する

こと。

(掲示)

第33条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の見やすい場所に、第30条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(秘密保持等)

第34条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第35条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(利益供与の禁止)

第36条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防支援事業者又は介護予防ケアマネジメント事業者（当該事業所の従業者を含む。）に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その

他の財産上の利益を供与してはならない。

（苦情処理）

第37条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、提供した指定介護予防訪問介護相当サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、提供した指定介護予防訪問介護相当サービスに関し、広域連合長が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該広域連合の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して広域連合又は関係市町が行う調査に協力するとともに、広域連合長から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、広域連合長からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を広域連合長に報告しなければならない。

5 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、提供した指定介護予防訪問介護相当サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

6 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

（地域との連携等）

第38条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問介護相当サービスに関する利用者からの苦情に関して広域連合等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の広域連合又は関係市町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

- 2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問介護相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問介護相当サービスの提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第39条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、広域連合、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者、介護予防ケアマネジメント事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

- 3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第39条の2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第40条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問介護相当サー

ビスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

（記録の整備）

第41条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第44条第2号の規定による介護予防訪問介護相当サービス計画
- (2) 第23条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第44条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第27条の規定による広域連合長への通知
- (5) 第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 第39条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスに要した費用の請求及び受領に係る記録を整備し、当該費用の受領の日から5年間保存しなければならない。

（暴力団の排除）

第42条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

（基本取扱方針）

第43条 指定介護予防訪問介護相当サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問介護相当サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識

してサービスの提供に当たらなければならない。

- 4 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(具体的取扱方針)

第44条 訪問介護員等の行う指定介護予防訪問介護相当サービスの方針は、第12条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問介護相当サービス計画を作成するものとする。
- (3) 介護予防訪問介護相当サービス計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画等の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護相当サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護相当サービス計画を作成した際には、当該介護予防訪問介護相当サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防訪問介護相当サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

- (7) 指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (10) 指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (11) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護相当サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防訪問介護相当サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該介護予防訪問介護相当サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問介護相当サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (12) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。
- (13) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問介護相当サービス計画の変更を行うものとする。
- (14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問介護相当サービス計画の変更について準用する。

（サービスの提供に当たっての留意点）

第45条 指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介

護予防支援又は介護予防ケアマネジメントにおいて把握された課題、指定介護予防訪問介護相当サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

- (2) 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第2節 訪問型サービスA

(基本方針)

第46条 訪問型サービスAの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、掃除、洗濯、調理等の日常生活の援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従事者の員数)

第47条 指定訪問型サービスA事業者が当該事業を行う事業所（以下この節において「指定訪問型サービスA事業所」という。）ごとに置くべき従事者（指定訪問型サービスAの提供に当たる介護福祉士、旧法第8条の2第2項に規定する政令で定める者又は広域連合長が定める研修を修了した者をいう。以下この節において同じ。）の員数は、1以上とする。

2 指定訪問型サービスA事業者は、前項に規定する従事者のうち、広域連合長が定める研修を修了した者（以下「研修修了者」という。）が指定訪問型サービスAを提供する場合は、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 研修修了者が指定訪問型サービスA事業所の従事者（第13条第4項各号のいずれかに該当する者に限る。）と連絡できる体制を確保すること。
- (2) 指定訪問型サービスA事業者は、広域連合長が定める期間、研修修了者の研修計画を作成し、指導者（第13条第4項各号のいずれかに該当する者に限る。）を同行させること。
- (3) 指定訪問型サービスAの円滑な提供をすることができるよう当該指導者は必要に応じて指導及び監督を行うこと。

- 3 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスA事業所ごとに、従事者のうち、利用者（当該指定訪問型サービスA事業者が、指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問型サービスAの事業と指定訪問介護の事業又は指定介護予防訪問介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定訪問型サービスA、指定訪問介護又は指定介護予防訪問介護相当サービスの利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。
- 4 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 5 第3項のサービス提供責任者は、第13条第4項各号のいずれかに該当する者であって、専ら指定訪問型サービスAに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定訪問型サービスAの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所に従事することができる。
- 6 第3項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定訪問型サービスA事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定訪問型サービスA事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

（管理者）

第48条 指定訪問型サービスA事業者は、指定訪問型サービスA事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問型サービスA事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問型サービスA事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（設備及び備品）

第49条 指定訪問型サービスA事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問型サービスAの提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

2 指定訪問型サービスA事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護相当サービス指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問型サービスAの事業と指定訪問介護の事業又は指定介護予防訪問介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項又は第15条第1項に規定する設備等に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第50条 削除

(準用)

第51条 第16条から第45条までの規定は、指定訪問型サービスAの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従事者」と、第16条及び第33条中「第30条」とあるのは「第51条において準用する第30条」と、第41条中「第44条第2号の規定による介護予防訪問介護相当サービス計画」とあるのは「第51条において準用する第44条第2号の規定による訪問型サービスA計画」と、「第23条第2項」とあるのは「第51条において準用する第23条第2項」と、「第44条第9号」とあるのは「第51条において準用する第44条第9号」と、「第27条」とあるのは「第51条において準用する第27条」と、「第37条第2項」とあるのは「第51条において準用する第37条第2項」と、「第39条第2項」とあるのは「第51条において準用する第39条第2項」と、第44条中「第12条」とあるのは「第46条」と、「前条」とあるのは「第51条において準用する第43条」と、「介護予防訪問介護相当サービス計画」とあるのは「訪問型サービスA計画」と読み替えるものとする。

第4章 第1号通所事業の基準

第1節 介護予防通所介護相当サービス

(基本方針)

第52条 介護予防通所介護相当サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支

援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(生活相談員等の員数)

第53条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防通所介護相当サービス事業所」という。）ごとに置くべき生活相談員等（生活相談員、看護師又は准看護師、介護職員及び機能訓練指導員をいう。以下この節において同じ。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定介護予防通所介護相当サービスの提供日ごとに、指定介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該指定介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 指定介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、専ら当該指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、当該指定介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定介護予防通所介護相当サービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定介護予防通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護相当サービスの事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所介護相当サービス、指定通所介護又は指定地域密着型通所

介護の利用者。以下この条において同じ。) の数が 15 人までの場合にあつては 1 以上、利用者の数が 15 人を超える場合にあつては 15 人を超える部分の数を 5 で除して得た数に 1 を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

- (4) 機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師若しくはあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者又は理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師若しくはあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で 6 月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師若しくはきゅう師をいう。以下この章において同じ。） 1 以上
- 2 当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所の利用定員（当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所において同時に指定介護予防通所介護相当サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）が 10 人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、当該指定介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が 1 以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、第 1 項第 3 号の介護職員（第 2 項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第 7 項において同じ。）を、常時 1 人以上当該指定介護予防通所介護相当サービスに従事させなければならない。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定介護予防通所介護相当サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定介護予防通所介護相当サービスの単位は、指定介護予防通所介護相当サービスであつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第 1 項第 4 号の機能訓練指導員は、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業

所の他の職務に従事することができるものとする。

7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

8 指定介護予防通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護相当サービスの事業と指定通所介護の事業又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第7項まで又は指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品)

第54条 指定介護予防通所介護相当サービス事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定介護予防通所介護相当サービスの提供に必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アの規定にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定介護予防通所介護相当サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防通所介護相当サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定介護予防通所介護相当サービス事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防通所介護相当サービス以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定介護予防通所介護相当サービス事業者に係る指定を行った広

域連合長に届け出るものとする。

- 5 指定介護予防通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護相当サービスの事業と指定通所介護の事業又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで又は指定地域密着型サービス基準第22条第1項から第3項までに規定する設備等に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用料等の受領)

第55条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、法第115条の45の3第3項の規定に該当する指定介護予防通所介護相当サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、第7条に規定する第1号事業に要する費用の額から、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、法第115条の45の3第3項の規定に該当しない指定介護予防通所介護相当サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、第7条に規定する第1号事業に要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額を利用者から受けることができる。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 食事の提供に要する費用
- (3) おむつ代
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定介護予防通所介護相当サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

- 4 前項第2号に掲げる費用については、食材料費及び調理に係る費用に相当する額を基本としなければならない。

- 5 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、第3項の費用の額に係るサービス

の提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（管理者の責務）

第56条 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所の生活相談員等の管理及び指定介護予防通所介護相当サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所の生活相談員等にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第57条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防通所介護相当サービスの利用定員
- (5) 指定介護予防通所介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第57条の2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所介護相当サービスを提供できるよう、指定介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービ

ス事業所ごとに、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者によって指定介護予防通所介護相当サービスを提供しなければならない。

3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、適切な指定介護予防通所介護相当サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより生活相談員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（定員の遵守）

第58条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所介護相当サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

第59条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、非常災害時の利用者の安全及び利用者に対する適切な処遇の確保を図るため、市町村、介護保険施設及び地域住民等との連携協力の体制を整備するよう努めなければならない。

（衛生管理等）

第60条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、当該指定介護予防通所介護相当サ

ービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、生活相談員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所において、生活相談員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。

（地域との連携等）

第60条の2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防通所介護相当サービスに関する利用者からの苦情に関して、広域連合等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の広域連合又は関係市町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防通所介護相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防通所介護相当サービスの提供を行うよう努めなければならない。

（基本取扱方針）

第61条 指定介護予防通所介護相当サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、自らその提供する指定介護予防通所介護相当サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連

携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

- 3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(具体的取扱方針)

第62条 指定介護予防通所介護相当サービスの方針は、第52条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防通所介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所介護相当サービス計画を作成するものとする。
- (3) 介護予防通所介護相当サービス計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画等の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、介護予防通所介護相当サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に

対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

- (5) 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、介護予防通所介護相当サービス計画を作成した際には、当該介護予防通所介護相当サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防通所介護相当サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (10) 指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (11) 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、介護予防通所介護相当サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防通所介護相当サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該介護予防通所介護相当サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防通所介護相当サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (12) 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。

(13) 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所介護相当サービス計画の変更を行うものとする。

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防通所介護相当サービス計画の変更について準用する。

(サービスの提供に当たっての留意点)

第63条 指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントにおいて把握された課題、指定介護予防通所介護相当サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

(2) 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。

(3) 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第64条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

4 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供を行っているとき

においても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第65条 第14条、第16条から第21条まで、第23条、第25条、第27条、第28条、第31条の2、第33条から第37条まで及び第39条から第42条までの規定は、指定介護予防通所介護相当サービスの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「生活相談員等」と、第16条及び第33条中「第30条」とあるのは「第57条」と、第39条中「損害賠償を速やかに行わなければならない。」とあるのは「損害賠償を速やかに行わなければならない。また、第54条第4項の指定介護予防通所介護相当サービス以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。」と、第41条中「第44条第2号の規定による介護予防訪問介護相当サービス計画」とあるのは「第62条第2号の規定による介護予防通所介護相当サービス計画」と、「第23条第2項」とあるのは「第65条において準用する第23条第2項」と、「第44条第9号」とあるのは「第65条において準用する第44条第9号」と、「第27条」とあるのは「第65条において準用する第27条」と、「第37条第2項」とあるのは「第65条において準用する第37条第2項」と、「第39条第2項」とあるのは「第65条において準用する第39条第2項」と読み替えるものとする。

第2節 通所型サービスA

(基本方針)

第66条 通所型サービスAの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練及び集いの場等の日常生活の支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従事者の員数)

第67条 指定通所型サービスA事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定通所型サービスA事業所」という。）ごとに置くべき従事者（生活相談員、介護職員及

び機能訓練指導員をいう。以下この節において同じ。)の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定通所型サービスAの提供日ごとに、指定通所型サービスAを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定通所型サービスAの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該指定通所型サービスAを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
 - (2) 介護職員 指定通所型サービスAの単位ごとに、当該指定通所型サービスAを提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所型サービスAの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所型サービスAを提供している時間数で除して得た数が利用者（当該指定通所型サービスA事業者が指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者又は指定介護予防通所介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所型サービスAの事業と指定通所介護の事業、指定地域密着型通所介護の事業又は指定介護予防通所介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定通所型サービスA、指定通所介護、指定地域密着型通所介護又は指定介護予防通所介護相当サービスの利用者。以下この条において同じ。）の数が15人までの場合にあっては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数
 - (3) 機能訓練指導員 1以上
- 2 指定通所型サービスA事業者は、指定通所型サービスAの単位ごとに、第1項第2号の介護職員を、常時1人以上当該指定通所型サービスAに従事させなければならない。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所型サービスAの単位の介護職員として従事することができるものとする。
 - 4 前各項の指定通所型サービスAの単位は、指定通所型サービスAであってその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
 - 5 第1項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止

するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定通所型サービスA事業所の他の職務に従事することができるものとする。

6 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

(設備及び備品)

第68条 指定通所型サービスA事業所は、指定通所型サービスAを提供するために必要な場所を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所型サービスAの提供に必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる指定通所型サービスAを提供するために必要な場所の面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上としなければならない。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定通所型サービスAの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所型サービスAの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 指定通所型サービスA事業者が指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者又は指定介護予防通所介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所型サービスAの事業と指定通所介護の事業、指定地域密着型通所介護の事業又は指定介護予防通所介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで、指定地域密着型サービス基準第22条第1項から第3項まで又は第54条第1項から第3項までに規定する設備等に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第69条 第16条から第21条まで、第23条、第25条、第27条、第28条、第31条の2、第33条から第37条まで、第39条から第42条まで、第48条及び第55条から第64条までの規定は、指定通所型サービスAの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「従事者」と、第16条及び第33条中「第30条」とあるのは「第69条において準用する第57条」と、第41条中「第44条第2号の規定による介護予防訪問介護相当サービス計画」とあるのは「第69条において準用する第62条第

2号の規定による通所型サービスA計画」と、「第23条第2項」とあるのは「第69条において準用する第23条第2項」と、「第44条第9号」とあるのは「第69条において準用する第44条第9号」と、「第27条」とあるのは「第69条において準用する第27条」と、「第37条第2項」とあるのは「第69条において準用する第37条第2項」と、「第39条第2項」とあるのは「第69条において準用する第39条第2項」と、第62条中「第52条」とあるのは「第66条」と、「前条」とあるのは「第69条において準用する第61条」と、「介護予防通所介護相当サービス計画」とあるのは「通所型サービスA計画」と読み替えるものとする。

第5章 事業者の指定等

(事業所の所在地)

第70条 法第115条の45の3第1項の規定による指定に係る事業を行う事業所は、広域連合の区域内に所在するものとする。

(指定の申請等)

第71条 指定訪問型サービスAについて、法第115条の45の5の規定による指定の申請及び法第115条の45の6の規定による指定の更新の申請ができる者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所と同一敷地内で指定訪問型サービスAを行う者とする。

2 指定通所型サービスAについて、法第115条の45の5の規定による指定の申請及び法第115条の45の6の規定による指定の更新の申請ができる者は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所と同一敷地内で指定通所型サービスAを行う者とする。

3 広域連合長は、法第115条の45の5第1項又は法第115条の45の6第2項に規定する申請（以下「指定の申請等」という。）があつた場合は、指定又は指定の更新の適否を審査し、指定又は指定の更新をすることを決定したときは指定・指定更新通知書（様式第2号）により、指定又は指定の更新を行わない場合にあっては不指定・指定不更新通知書（様式第3号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

4 法第115条の45の5及び第115条の45の6の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(変更等の届出)

第72条 指定第1号事業者は、施行規則第140条の63の5第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、その変更又は再開があったときから10日以内に広域連合長へ届け出なければならない。

2 指定第1号事業者は、廃止し、又は休止しようとする日の1月前までに広域連合長へ届け出なければならない。

(指定の取消し等)

第73条 広域連合長は、法第115条の45の9の規定により指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止する場合は、指定取消・停止通知書(様式第4号)により、当該事業者へ通知するものとする。

(県等への情報提供)

第74条 広域連合長は、第71条から前条までの規定による指定の申請等に係る決定、変更等の届出の受理、指定の取消し等(以下「処分等」という。)をしたときは、県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該処分等に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 指定及び指定の更新の年月日並びに指定の有効期間満了日
- (4) 変更、廃止、休止又は再開の年月日
- (5) 事業開始年月日
- (6) 利用定員又は登録定員
- (7) 運営規程
- (8) 介護保険事業所番号
- (9) 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
- (10) その他広域連合長が必要と認める事項

(指定の有効期間)

第75条 施行規則第140条の63の7の規定による広域連合が定める指定の有効期間は、6年とする。ただし、法第115条の45の3第1項の指定において、

同一事業所において既に法第41条第1項本文又は法第42条の2第1項本文の指定を受けている場合は、法第41条第1項本文又は法第42条の2第1項本文に規定する指定の有効期間を当該指定の有効期間とすることができる。

(公示)

第76条 条例第11条の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 指定に係る事業所の名称
- (2) 指定をし、事業の廃止の届出の受理をし、又は指定を取り消した場合にあっては、その年月日
- (3) 指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては、その内容及びその期間
- (4) 事業の種類
- (5) 介護保険事業所番号

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第76条の2 指定事業者及び指定事業者から当該指定に係る第1号事業を行う事業所により行われる第1号事業（以下「指定第1号事業」という。）の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第19条（第51条、第65条及び第69条において準用する場合を含む。）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定事業者及び指定第1号事業の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

(委任)

第 77 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 法第 115 条の 45 の 5 第 1 項の申請をしようとする者は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前においても第 71 条第 3 項の介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所指定申請書を使用して、当該申請をすることができる。
- 3 施行日前に施行規則第 140 条の 63 の 2 第 1 項第 1 号イに規定する旧介護予防訪問介護に係る基準による介護予防訪問介護サービス又は旧介護予防通所介護に係る基準による介護予防通所介護サービスを実施する事業所として指定を受けた広域連合の区域外の市町村に所在する事業所が、次の各号に掲げる要件に該当するときは、第 70 条の規定にかかわらず、当該各号に定める申請をすることができる。
 - (1) 平成 27 年 3 月 31 日前に当該指定を受けた指定介護予防訪問介護事業所又は指定介護予防通所介護事業所で、平成 30 年 3 月 31 日において広域連合の被保険者（関係市町に住所を有する者に限る。以下同じ。）が当該事業所を利用し、かつ、当該被保険者が同年 4 月 1 日以後も引き続き当該事業所を利用すること。 指定介護予防訪問介護相当サービス又は指定介護予防通所介護相当サービスの指定の申請
 - (2) 平成 27 年 4 月 1 日以後に当該指定を受けた指定介護予防訪問介護事業所又は指定介護予防通所介護事業所で、平成 29 年 3 月 31 日において広域連合の被保険者が当該事業所を利用し、かつ、当該被保険者が同年 4 月 1 日以後も引き続き当該事業所を利用すること。 指定介護予防訪問介護相当サービス又は指定介護予防通所介護相当サービスの指定の申請
- 4 前項の規定による申請をした事業者が、当該申請に係る指定介護予防訪問介護相当サービス又は指定介護予防通所介護相当サービスに係る指定を受けた場合において、当該事業所を利用する広域連合の被保険者の全てがこれらのサービスを利用

用しなくなったときは、当該指定の効力を失うものとする。

附 則（平成２９年規則第５号）

この規則は、平成２９年５月１日から施行し、この規則による改正後の知多北部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例施行規則の規定は、平成２９年４月１日から適用する。

附 則（平成３０年規則第７号）

- 1 この規則は、平成３０年４月１日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の知多北部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例施行規則の規定により提出されている申請書は、改正後の知多北部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例施行規則の規定により提出された申請書とみなす。

附 則（平成３０年規則第９号）

- 1 この規則は、平成３０年８月１日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成３０年１０月１日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の知多北部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例施行規則第１３条第４項第４号に該当する者を同項のサービス提供責任者として充てている指定介護予防訪問介護相当サービス事業者に対する改正後の知多北部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例施行規則第１３条第４項の規定の適用については、平成３１年３月３１日までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成３１年規則第４号）

- 1 この規則は、平成３１年３月１日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の知多北部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例施行規則の規定により提出されている届出書は、改正後の知多北部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例施行規則の規定により提出された届出書とみなす。

附 則（令和元年規則第１号）

- 1 この規則は、令和元年１０月１日から施行する。
- 2 改正後の知多北部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例施行規則の規定は、令和元年１０月１日以後に行われる第１号事業に係る第１号

事業支給費について適用し、同日前に行われる第1号事業に係る第1号事業支給費については、なお従前の例による。

附 則（令和3年規則第8号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（高額介護サービス費等の支給に係る経過措置）

- 2 改正後の知多北部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第8条第1項及び第3項（第1号に係る部分に限る。）の規定は、法第49条の2第1項各号に掲げる介護給付に係るサービス及び同法第59条の2第1項各号に掲げる予防給付に係るサービス（以下この項において「介護給付等に係るサービス」という。）が行われた月が令和3年8月以後の場合における保険給付、要介護被保険者等が受ける令第22条の2の2第1項に規定する居宅サービス等及び同条第2項に規定する介護予防サービス等（以下この項において「居宅サービス等及び介護予防サービス等」という。）が行われた月が同月以後の場合における同法の規定による高額介護サービス費の支給、高額介護予防サービス費の支給、高額医療合算介護サービス費の支給及び高額医療合算介護予防サービス費の支給（以下この項において「高額介護サービス費等の支給」という。）について適用し、介護給付等に係るサービスが行われた月が同年7月以前の場合における当該保険給付、要介護被保険者等が受ける居宅サービス等及び介護予防サービス等が行われた月が同月以前の場合における当該高額介護サービス費等の支給については、なお従前の例による。

（虐待の防止に係る経過措置）

- 3 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の規則第2条の2第5項及び第39条の2（改正後の規則第51条、第65条及び第69条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、改正後の規則第30条（改正後の規則第51条において準用する場合を含む。）及び第57条（改正後の規則第69条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは

「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 4 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の規則第31条の2（改正後の規則第51条、第65条及び第69条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（指定事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 5 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の規則第32条第3項（改正後の規則第51条において準用する場合を含む。）及び第60条第2項（改正後の規則第69条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

- 6 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の規則第57条の2（改正後の規則第69条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（別表の単位数に係る経過措置）

- 7 この規則の施行の日から令和3年9月30日までの間、別表の1から3まで、8から11まで、26、27及び29から31までについて、それぞれの所定単位数の1000分の1001に相当する単位数を算定する。

附 則（令和4年規則第1号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規則第4号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。
- 2 改正後の知多北部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例施行規則の規定は、令和4年10月1日以後に行われる第1号事業に係る第1号

事業支給費について適用し、同日前に行われる第1号事業に係る第1号事業支給費については、なお従前の例による。

附 則（令和6年規則第5号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年規則第6号）

この規則は、令和6年6月1日から施行する。

附 則（令和7年規則第1号）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の知多北部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例施行規則の規定は、令和7年4月1日以後に行われる第1号事業に係る第1号事業支給費について適用し、同日前に行われる第1号事業に係る第1号事業支給費については、なお従前の例による。

別表（第7条関係）

事業名	事業の種類	1 単位の単価	単 位 数
第1号 訪問事業	介護予防 訪問介護 相当サービス	10.21円	1 介護予防訪問介護相当サービス費（Ⅰ） 1,176単位（1月につき） 事業対象者、要支援1（省令第2条第1項第1号の区分に該当する状態をいう。以下同じ。）の者、要支援2の者 週1回程度の利用
			2 介護予防訪問介護相当サービス費（Ⅱ） 2,349単位（1月につき） 事業対象者、要支援1の者、要支援2の者 週2回程度の利用
			3 介護予防訪問介護相当サービス費（Ⅲ） 3,727単位（1月につき） 事業対象者、要支援2の者 週2回程度を超える利用
			4 初回加算 200単位（1月につき）
			5 生活機能向上連携加算 (1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位（1月につき） (2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位（1月につき）
			6 口腔連携強化加算 50単位（1月1回まで）
			7 介護職員等处遇改善加算 (1) 介護職員等处遇改善加算（Ⅰ） 1から6までにより算定した単位数の1000分の245に相当する単位数 (2) 介護職員等处遇改善加算（Ⅱ） 1から6までにより算定した単位数の1000分の224に相当する単位数 (3) 介護職員等处遇改善加算（Ⅲ） 1から6までにより算定した単位数の1000分の182に相当する単位数 (4) 介護職員等处遇改善加算（Ⅳ） 1から6までにより算定した単位数の1000分の145に相当する単位数
	訪問型 サービス A	10.21円	8 訪問型サービスA費（Ⅰ） 969単位（1月につき） 事業対象者、要支援1の者、要支援2の者 週1回程度の利用
			9 訪問型サービスA費（Ⅱ） 1,936単位（1月につき） 事業対象者、要支援1の者、要支援2の者 週2回程度の利用

第1号 通所事業	介護予防 通所介護 相当サー ビス	10.14円	10 介護予防通所介護相当サービス費（Ⅰ） 1,798単位 （1月につき） 事業対象者（週1回程度の利用）、要支援1の者
			11 介護予防通所介護相当サービス費（Ⅱ） 3,621単位 （1月につき） 事業対象者（週2回程度の利用）、要支援2の者
			12 生活機能向上グループ活動加算 100単位（1月につ き）
			13 若年性認知症利用者受入加算 240単位（1月につき）
			14 栄養アセスメント加算 50単位（1月につき）
			15 栄養改善加算 200単位（1月につき）
			16 口腔機能向上加算 (1) 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150単位（1月につき） (2) 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位（1月につき）
			17 一体的サービス提供加算 480単位（1月につき）
			18 サービス提供体制強化加算 (1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ） ア 事業対象者（週1回程度の利用）、要支援1の者 88単位（1月につき） イ 事業対象者（週2回程度の利用）、要支援2の者 176単位（1月につき） (2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） ア 事業対象者（週1回程度の利用）、要支援1の者 72単位（1月につき） イ 事業対象者（週2回程度の利用）、要支援2の者 144単位（1月につき） (3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ） ア 事業対象者（週1回程度の利用）、要支援1の者 24単位（1月につき） イ 事業対象者（週2回程度の利用）、要支援2の者 48単位（1月につき）
			19 生活機能向上連携加算 (1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位（3月に1回を 限度） (2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位（1月につき）

			20 口腔・栄養スクリーニング加算 (1) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 20単位（6月に1回を限度） (2) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 5単位（6月に1回を限度）
			21 科学的介護推進体制加算 40単位（1月につき）
			22 介護職員等処遇改善加算 (1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 10から21までにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数 (2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 10から21までにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数 (3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 10から21までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数 (4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 10から21までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数
	通所型サービスA	10.14円	23 通所型サービスA費（Ⅰ） 1,187単位（1月につき） 事業対象者（週1回程度の利用）、要支援1の者
			24 通所型サービスA費（Ⅱ） 2,517単位（1月につき） 事業対象者（週2回程度の利用）、要支援2の者
			25 送迎加算 30単位（1回（片道）につき）
	第1号介護予防支援事業	10.21円	26 介護予防ケアマネジメントA費 442単位
			27 介護予防ケアマネジメントB費 434単位
			28 介護予防ケアマネジメントC費 223単位
			29 初回加算 300単位（1月につき） 介護予防ケアマネジメントA費の場合のみ
			30 委託連携加算 300単位（1月につき） 介護予防ケアマネジメントA費の場合のみ

備考

この表に掲げるもののほか、第1号事業に要する費用の額の算定は、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老局通知「地域支援事業の実施について」別紙）の例による。

様式第 1 号（第 3 条関係）

（表）

基本チェックリスト

氏 名		記 入 日	
被保険者番号		生 年 月 日	
住 所			
希望するサービス内容			

No.	質問項目	回答		
1	バスや電車で 1 人で外出していますか	0	はい	1 いいえ
2	日用品の買い物をしていますか	0	はい	1 いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	0	はい	1 いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	0	はい	1 いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	0	はい	1 いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0	はい	1 いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0	はい	1 いいえ
8	15 分位続けて歩いていますか	0	はい	1 いいえ
9	この 1 年間に転んだことがありますか	1	はい	0 いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか	1	はい	0 いいえ
11	6 ヶ月間で 2 ～ 3 kg 以上の体重減少がありましたか	1	はい	0 いいえ
12	身長_____cm 体重_____kg （BMI = _____）（注）			
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1	はい	0 いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1	はい	0 いいえ
15	口の渇きが気になりますか	1	はい	0 いいえ
16	週に 1 回以上は外出していますか	0	はい	1 いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1	はい	0 いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか	1	はい	0 いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0	はい	1 いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1	はい	0 いいえ
21	（ここ 2 週間）毎日の生活に充実感がない	1	はい	0 いいえ
22	（ここ 2 週間）これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1	はい	0 いいえ
23	（ここ 2 週間）以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる	1	はい	0 いいえ
24	（ここ 2 週間）自分が役に立つ人間だと思えない	1	はい	0 いいえ
25	（ここ 2 週間）わけもなく疲れたような感じがする	1	はい	0 いいえ

（注）BMI = 体重 (kg) ÷ 身長 (m) ÷ 身長 (m) が 18.5 未満の場合に該当とする。

備考

- 「回答」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。
- 裏面の「判定結果」欄及び「実施機関受付印」欄には記載しないでください。
- 裏面の「実施機関受付印」欄に実施機関の受付印

がない場合、この基本チェックリストは無効となります。
(裏)

<事業対象者に該当する基準>

項 目		判定結果
① 表面の質問項目No.1～20 までの20項目のうち10項目以上に該当		該当・非該当
② 表面の質問項目No.6～10 までの5項目のうち3項目以上に該当		該当・非該当
③ 表面の質問項目No.11～12 の2項目のすべてに該当		該当・非該当
④ 表面の質問項目No.13～15 までの3項目のうち2項目以上に該当		該当・非該当
⑤ 表面の質問項目No.16 に該当		該当・非該当
⑥ 表面の質問項目No.18～20 までの3項目のうちいずれか1項目以上に該当		該当・非該当
⑦ 表面の質問項目No.21～25 までの5項目のうち2項目以上に該当		該当・非該当
事業対象者判定結果	事業対象者に 該当 ・ 非該当	

備考

- 1 この表における該当（No. 12 を除く。）とは、表面の回答部分に「1 はい」又は「1 いいえ」に該当することをいう。
- 2 この表における該当（No. 12 に限る。）とは、 $BMI = \text{体重(kg)} \div \text{身長(m)} \div \text{身長(m)}$ が18.5未満の場合をいう。
- 3 この表の①から⑦までの項目の判定結果において、1つ以上該当した場合は、事業対象者の基準に該当する。

実施機関受付印

様式第2号（第71条関係）

指 定 ・ 指 定 更 新 通 知 書

第 号
年 月 日

様

知多北部広域連合長



下記のとおり介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として指定・指定更新したので通知します。

記

- 1 事業者の名称等
 - (1) 事業者の名称
 - (2) 代表者の職・氏名
- 2 事業所の名称等
 - (1) 事業所の名称
 - (2) 事業所の所在地
 - (3) 介護保険事業所番号
 - (4) 事業の種類
- 3 指定年月日等
 - (1) 指定年月日
 - (2) 指定有効開始年月日
 - (3) 指定有効期限

問合せ先

知多北部広域連合

住所

電話番号

不服の申立て

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に知多北部広域連合長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に知多北部広域連合を被告として（訴訟において知多北部広域連合を代表する者は、知多北部広域連合長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3号（第71条関係）

不 指 定 ・ 指 定 不 更 新 通 知 書

第 号
年 月 日

様

知多北部広域連合長



年 月 日付けでありました介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定・指定更新申請につきましては、下記のとおり指定・指定更新をしないことに決定しましたので、通知します。

記

- 1 申請者の名称等
 - (1) 申請者の名称
 - (2) 代表者の職・氏名
- 2 事業所の名称等
 - (1) 事業所の名称
 - (2) 事業所の所在地
 - (3) 事業の種類
- 3 不指定・指定不更新の理由

問合せ先

知多北部広域連合

住所

電話番号

不服の申立て

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に知多北部広域連合長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に知多北部広域連合を被告として（訴訟において知多北部広域連合を代表する者は、知多北部広域連合長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号（第73条関係）

指 定 取 消 ・ 停 止 通 知 書

第 号
年 月 日

様

知多北部広域連合長



下記のとおり介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定を取消・停止しましたので、通知します。

記

- 1 事業者の名称等
 - (1) 事業者の名称
 - (2) 代表者の職・氏名
- 2 事業所の名称等
 - (1) 事業所の名称
 - (2) 事業所の所在地
 - (3) 事業の種類
- 3 取消・停止の理由
- 4 取消年月日
- 5 停止の期間

問合せ先

知多北部広域連合

住所

電話番号

不服の申立て

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に知多北部広域連合長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に知多北部広域連合を被告として（訴訟において知多北部広域連合を代表する者は、知多北部広域連合長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。